

## 利用規約

### (定義)

#### 第1条

本規約は株式会社 Polish (以下「当社」といいます)の運営・管理する POLE & AERIAL DANCE STUDIO Polish (以下「本スタジオ」といいます)の承認を得て入会手続きを行われたすべてのお客様 (以下「会員」といいます)、及び、入会手続きを行わずに体験・ビジターとして本スタジオを利用するすべてのお客様 (以下「非会員」といいます)に適用されるものとします。

### (目的)

#### 第2条

会員及び非会員が、本スタジオのレッスンを受講すること又はスタジオを利用することにより、ポールドダンス、フロアダンス、エアリアル、ストレッチ、アクロバット、ヨガ等に関する技能の習得、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

### (会員)

#### 第3条

- 1 本スタジオは原則として会員制とし、本スタジオが定めた会員プラン種別で入会、契約の範囲に応じて会員価格でのプラン購入、チケット購入、レッスン受講及びスタジオ利用をすることができません。
- 2 会員の契約期間は、本スタジオが別に定めた期間とし、退会手続き等による資格喪失まで継続するものとします。
- 3 会員のレッスン受講範囲や条件については別に定めます。
- 4 前各項にかかわらず、会員入会前でも非会員として本スタジオを利用できるものとします。  
非会員が本スタジオを利用する際には、会員正規料金に 1,100 円 (消費税込み) を追加してお支払いただきます。
- 5 非会員は、会員コース及びチケット購入ができません。

### (入会資格)

#### 第4条

- 1 本スタジオの入会資格は次の各号のとおりとし、会員はこれらの項目を全て満たす方とします。  
なお、本スタジオは裁量により入会申込みを受理しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。また、入会申込みの後に入会資格外であることが判明した場合、本スタジオは会員資格を取り消すことができるものとします。
  - (1) 当社の審査によって入会資格を認められた方。
  - (2) 本規約および本スタジオの諸規則を遵守する方。(未成年者の方は、親権者の同意が必要です。)
  - (3) 暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属さない方。
  - (4) 医師等により運動を禁じられておらず、本スタジオの利用に支障がないと自らの責任において申告された方。
  - (5) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方。
  - (6) 当社に対し、自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを保証された方。
    - (a) 暴力的な要求行為。
    - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
    - (c) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
    - (d) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の義務を妨害する行為。
    - (e) その他前各号に準ずる行為。
    - (f) 過去に本スタジオで退会処分となったことがない方 (退会処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)。
- 2 当社は会員が前項の一つでも反する場合、取引又はレッスンを停止、または会員との間の契約一切を解除することができるものとします。

(入会手続き)

第5条

- 1 本スタジオを利用する方は本規約を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入、本スタジオ承認を得て会員となります。未成年者が入会を希望する場合は、親権者が、入会手続きを行うものとし、この場合、親権者は本規約に基づく責任を未成年者本人と連帯して負うものとし、
- 2 前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、当社が別に定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め承いただきます。
- 3 会員資格を喪失した方が、本スタジオに再度入会を希望する場合、本スタジオは資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。
- 4 会員となる方は入会手続きの際、氏名、メールアドレス、連絡先電話番号、会費決済に必要な情報を登録するものとし、また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとし、

(入会金・事務登録料・会費・手数料等)

第6条

- 1 会員プラン区分に従う入会金、レッスン利用料等（以下「会費等」といいます）は本条及び別に定めるものとします。
- 2 会員は本スタジオが定めた会費等を所定の支払方法（前月27日に金融機関の預金口座からの引き落とし、又は前月20日にクレジットカード決済）で、所定の期日に本スタジオに納入しなければなりません。
- 3 会費等の金額、支払時期、支払方法等は当社がこれを定めるものとします。
- 4 利用回数の有無にかかわらず、退会手続きを完了した退会月迄は会費等のお支払いが必要となります。なお、会費等の一括支払い・前払い契約期間中に退会した場合は、本スタジオが別に定める基準に従い取り扱うものとします。
- 5 本スタジオの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは会費等の金額を変更することができ、スタジオ内への掲示、ホームページ掲載において告知するものとします。
- 6 会費等を滞納している会員は、レッスン受講をお断りします。また未払い分の会費等は支払わなければなりません。
- 7 一旦納入いただいた会費等は、本規約または法令の定めがある場合を除いて、これを返還しません。
- 8 入会金は11,000円（消費税込み）、体験当日入会の入会金は3,300円（消費税込み）とします。年会費は頂いておりません。

(会員資格の取得)

第7条

第5条の入会手続きを行った後、当社が審査手続きを行い、入会を認める場合には、入会手続きの際に定めた利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）より入会申込者は会員資格を取得したものとします。

(会費等の滞納)

第8条

- 1 会員が会費等を滞納した場合は、本スタジオは当該会員を滞納と同時に会員資格の停止処分とすることができるものとします。
- 2 前項の場合、会員が滞納した会費等の金額を本スタジオが指定した方法で直ちに支払われな限り、会員資格停止処分を取り消すことはできません。

(退会・再入会)

第9条

- 1 会員が自己の都合により本スタジオを退会する場合は、前月 6 日23:59までに、予約サイトマイページ内・プラン変更から所定の申請をすることで、退会することができます。
- 2 会員本人が退会申請を完了しなければなりません。代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、原則として受け付けられません。
- 3 会員の退会申請が月の途中で、かつ、本スタジオが別に定めた毎月の締日を経過していた場合、退会申請日の属する月および翌月の会費等について、これを全額支払わなければなりません。
- 4 会費の滞納がある場合は完納するまで退会後も支払い義務を負うものとします。
- 5 退会後も非会員として、本スタジオを利用することができます。
- 6 再入会の場合は、再び第 5 条乃至第 7 条に基づく入会の手続き、及び入会金 11,000 円（消費税込み）のお支払が必要になります。退会後、再入会する場合、非会員として体験レッスンを受講することはできません。

(会員資格の譲渡、相続、貸与)

#### 第 10 条

会員は如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続その他貸与することはできません。

(プラン変更・繰り越し)

#### 第 11 条

- 1 会員は前月 6 日23:59までに、予約サイトマイページ内・プラン変更から所定の申請をすることで、プラン変更することができます。
- 2 月会費プラン会員に限り、未受講のレッスンを翌月以降に繰り越して受講できる権利（以下「繰り越し」といいます）を有するものとします。但し、回数券チケット会員は、有効期限が過ぎた後に未受講のレッスン回数券チケットがあった場合でも、これを有効期限以降に繰り越して受講することができません。
- 3 月会費プラン会員から回数券チケット会員、都度払い会員に変更した場合、及び、休会中（都度払いプランへの変更を含む）は、繰り越しを利用することができません。
- 4 月会費プラン会員から回数券チケット会員に変更した会員、及び、休会（都度払いプランへの変更を含む）した会員が、再び月会費プラン会員に変更した場合、以前の繰り越し分を再び利用することができます。
- 5 会員が退会した場合、繰り越しを利用することはできません。繰り越しチケットは全て消失といたします。
- 6 繰り越しチケットの有効期限は繰り越されて1年以内有効といたします。繰り越しチケット有効期限1年を過ぎると使用は一切できません。

(会員の休会)

#### 第 12 条

- 1 会員本人の都合により 1 ヶ月以上の長期にわたり本スタジオを利用できない場合、前月 6 日予約サイトマイページ内・プラン変更から所定の申請をすることで、休会(都度払い会員)することができます。
- 2 休会中に会費等の費用等は生じません。
- 3 休会中は繰り越しチケットを利用できません。
- 4 休会中であっても個別に都度レッスン利用料をお支払いいただき、レッスンを受講することができます。
- 5 休会会員は、本スタジオが別に定めた期日までに本人の申請により復会することができます。復会月より所定の会費等をいただきます。
- 6 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、原則受け付けられません。

(キャンセル)

#### 第 13 条

- 1 レッスン、フリーポール・フリーエアリアルキャンセルは、レッスン当日の 2 日前までマイページから申請することができます。尚、レッスン開始時刻の 2 日前を経過した後、以降は本スタジオのメールアドレス宛【[polishstudiotokyo@gmail.com](mailto:polishstudiotokyo@gmail.com)】に電子メールで直接キャンセルの連絡をお願いします。
- 2 レッスン当日の 2 日前（23 時 59 分）までに、マイページから申請した場合、キャンセル料は生じません。ただし、レッスン当日の 2 日前（23 時 59 分）以降のキャンセルについては、100%の割合でキャンセル料を負担いただきます。プラン・チケット利用の会員は、

- キャンセル未受講であってもレッスン1回分を消化することとします。都度払いでご利用の場合は、レッスン1回分の会費等をお支払いただきます。
- 3 震災等の災害、荒天、交通事情等の不可抗力によるキャンセルの場合にも、上記キャンセル料が適用されるものとします。

(諸手続き)

#### 第14条

- 1 会員は入会申込みの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
- 2 本スタジオが会員あてに郵便物で通知する場合、会員から届出のあった最新の住所あてに行き、発送をもって効力を有するものとし、不到達以後の責を負いません。
- 3 本スタジオが会員あてにEメールで通知する場合、会員から届出のあった登録内容に基づいて行い、表示または発信をもって効力を有するものとし、未確認または不到達等以後の責を負いません。
- 4 会員が連絡先の変更を怠った場合、本スタジオからの通知が不到達となっても通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議はないものとします。

(会員資格の停止および退会処分)

#### 第15条

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、本スタジオは会員資格の停止処分あるいは退会処分をすることができます。また、各号に該当し退会処分を受けた会員は、その後当社の運営する全てのスタジオに入会および立ち入ることができないものとします。

- (ア) 第4条の入会資格を喪失したとき。
- (イ) 本規約、その他当社の定める諸規則に違反したとき。
- (ウ) 本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- (エ) 本スタジオの設備を故意に破損したとき。
- (オ) 会費等の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。本スタジオからの催促に応じないとき。
- (カ) 入会に際して本スタジオに虚偽の申告をしたと判明したとき。
- (キ) 本スタジオの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- (ク) 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
- (ケ) 他の会員に対する迷惑行為、本スタジオの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- (コ) 第22条各号の禁止行為を行ったとき。
- (サ) その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

(会員資格喪失)

#### 第16条

会員は次の場合その資格を喪失します。

- (1) 第9条に定める退会手続きが完了したとき。
- (2) 第13条により本スタジオから退会処分とされたとき。
- (3) 会員本人が死亡されたとき。
- (4) 運営上重大な理由により本スタジオを閉鎖したとき。

(健康管理)

#### 第17条

- 1 会員及び非会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
- 2 会員及び非会員は各種疾病により医師に運動を控えるように指示された場合は本スタジオへ速やかに休会もしくは退会を申し出ることとします。

(諸規則の厳守)

#### 第18条

- 1 会員及び非会員は、本規約および本スタジオの定める諸規則、注意事項を遵守しなければなりません。
- 2 設備・備品の利用は、本スタジオの指示に従わなければなりません。

(入場禁止・退場・利用制限)

第 19 条

本スタジオは、次の各号のいずれかに該当する方の入場禁止、退場およびスタジオ利用制限を命じることができます。

- (1) 正当な理由がなく本規約および本スタジオの諸規則を遵守しない方。
- (2) 暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属すると本スタジオが判断した方。
- (3) 健康状態により、医師等により運動を禁じられている、または当社が運動することが好ましくないと判断した方。
- (4) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (5) 感染症および感染性のある皮膚病の方。(但し、本スタジオが別に定める基準に準じて認めた場合は除く)
- (6) 酒気を帯びている方。
- (7) 本スタジオが他の利用者に迷惑をかけると判断した方。
- (8) 過去に本スタジオで退会処分となったことがある方。(退会処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)
- (9) 過去に盗難や破損等の禁止事項に抵触する為があった方。

(損害賠償責任免責)

第 20 条

- 1 会員及び非会員が本スタジオの利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については、本スタジオは一切損害賠償の責を負いません。但し、当社の調査により本スタジオに過失があると認めた場合は、この限りではありません。
- 2 会員及び非会員の間に生じた係争やトラブルについても、本スタジオに過失がある場合除き、一切関与しません。

(会員の損害賠償責任)

第 21 条

本スタジオの利用に際して、会員又は非会員の責に帰すべき事由により当社、本スタジオまたは第三者に損害を与えた場合は当該会員が速やかにその賠償の責を負うものとします。また会員が非会員を本スタジオに同伴する場合は、会員が連帯して非会員の損害賠償の責を負うものとします。

(盗難)

第 22 条

- 1 会員又は非会員が本スタジオの利用に際して生じた盗難については、当社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。また本スタジオに設置されているロッカー等においても会員又は非会員自身の責任で利用するものとします。
- 2 収納物の盗難や毀損、その他の被害については、当社に帰責事由が認められる場合に限り、当社は適切な賠償をするものとします。

(紛失物・拾得物、放置物)

第 23 条

- 1 会員又は非会員が本スタジオの利用の際に生じた紛失については、本スタジオは一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- 2 拾得物・放置物は、本スタジオが別に定める期間保管し、当該期間経過後は処分いたします。
- 3 食料品などの生ものについては時間経過により衛生上、直ちに破棄させて頂く場合がございます。

(禁止事項)

## 第 24 条

本スタジオ内および本スタジオ周辺において、会員及び非会員による次の行為を禁止します。

- (1) 本スタジオの許可を得ずに動物をスタジオ内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)
- (2) 刃物等の危険物をスタジオ内に持ち込むこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)
- (4) 本スタジオが定めるエリア以外で許可無く通話・撮影・録音すること。
- (5) 本スタジオの諸設備・器具・備品・その他当社が管理する物品の損壊や持ち出し。スタジオ内に落書きや造作すること。
- (6) 所定の場所以外での排泄行為。
- (7) 他の会員及び非会員含む第三者や従業員、本スタジオ、当社を誹謗・中傷すること。
- (8) 許可なく本スタジオにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)金銭の貸借、政治活動、署名活動をすること。
- (9) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- (10) 他の会員及び非会員含む第三者や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。
- (11) 暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- (12) 痴漢、覗き、露出、唾を吐くなど等、法令や公序良俗に反する行為。
- (13) 他の会員及び非会員含む第三者や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等の行為。
- (14) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員に迷惑を及ぼす行為当社が会員及び非会員としてふさわしくないと認める行為。
- (15) その他、本スタジオの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

(利用案内)

## 第 25 条

本規約に定めない運営事項については、スタジオ内掲示あるいは利用案内または本スタジオが別に定める規則に定めます。

(営業時間)

## 第 26 条

営業時間は別に定めます。

(スタジオの一時的閉鎖・一時的休業)

## 第 27 条

- 1 本スタジオは、次の理由によりスタジオの全部または一部を休業することがあります。
  - (1) 気象、災害、警報、注意報等の不可抗力により、安全に営業を行う事ができないと本スタジオが判断したとき。
  - (2) 行政指導、法令等重大な事由により、やむを得ないと本スタジオが判断したとき。
  - (3) 建物改装、改造または修理、工事により営業が不可能と本スタジオが判断したとき。
- 2 予定されている休業の告知は、あらかじめ本スタジオ内の所定の掲示場所に掲示することをもって足りるものとします。但し、前項(1)、(2)の事由による休業については、本スタジオは事前告知を要しないものとします。
- 3 スタジオの一部休業、及び前項(1)、(2)の事由による休業については、本スタジオは会員及び非会員に会費を返還しないものとします。

(スタジオ閉業・解散)

## 第 28 条

- 1 当社は、次の理由により、本スタジオを閉業・解散することがあります。

- 2 気象、災害等によりスタジオを閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。
- 3 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
- 4 本スタジオが止むを得ざる事情による場合には、相当な事前の予告をすることにより、本スタジオを解散することができます。
- 5 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- 6 本スタジオ解散の場合、本スタジオは会員及び非会員に対し、特別な補償は行いません。

(個人情報保護) 第 29 条

- 1 本スタジオは、会員および非会員から取得した個人を特定・識別しうる情報（以下「個人情報」といいます）の取扱いについて、法令及びその他の規範を遵守し、個人情報の保護に万全を尽くすべく以下の通り適切に扱います。
  - (1) 会員登録、又は本スタジオのサービスをご利用いただく上で、会員もしくは非会員の氏名・住所・電話番号・メールアドレスをお尋ねすることがあります。
  - (2) お預かりする個人情報につきましては、会員又は非会員が本スタジオで提供されるサービスを利用する上で必要な確認および連絡の手段、情報提供その他の業務上必要な範囲内で正当な目的に限って利用します。
- 2 本スタジオは、個人情報保護のための体制を整備し、常に実効あるものにするべく随時改<sup>④</sup>に努め運用には万全を尽くします。

(本規約その他の諸規則の改定) 第 30 条

規約の改定並びに規約、利用規定の制定および改定は、当社がこれを定めるものとし、その効力は全会員及び非会員に及ぶものとします。

(会員への通知、告知) 第 31 条

- 1 当社は、本規約および規約の改定をするとき、または利用規定の重要な案件に係る規定を改定するときは、内容を会員に通知するものとし、変更後の利用規約、利用規定を会員に告知するものとします。この場合、当社は 1 ヶ月前までに会員に通知するものとします。
- 2 前項による会員への告知は、スタジオ内における掲示、ホームページへの掲載等において通知するものとします。

(協議事項) 第 32 条

本契約に定めのない事項及び、疑義が生じた場合は、当事者による協議のうえ誠意を持って決定するものとします。

(専属的合意管轄) 第 33 条

本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社 Polish

2024年11月 1日 制定